

第2回三浦市地域公共交通会議 議事録

【日時】 令和6年3月26日(火) 10:00~10:35

【場所】 三浦消防署4階 大会議室

【出席者】

≪委員≫

(事業関係)

有限会社いづみタクシー 八木 達也 代表取締役

京急三崎タクシー株式会社 阿部 正浩 常務取締役

一般社団法人神奈川県タクシー協会 三上 弘良 専務理事

京浜急行バス株式会社 事業統括部 植田 雄介 業務統括課長

一般社団法人神奈川県バス協会 小堤 健司 (代理出席)

神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 向山 賢一 幹事

特定非営利活動法人 歩 飯島 徳貴 理事長

(市民代表)

三浦商工会議所 山下 芳夫 専務理事

(学識経験者)

日本大学理工学部 大沢 昌玄 教授

(国)

国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 平田 伸一 首席運輸企画専門官

(神奈川県)

神奈川県 県土整備局 交通企画課 最上 祐紀 副課長

(警察)

神奈川県警察 三崎警察署 河野 正稔 交通課長

(三浦市)

三浦市 政策部 木村 靖彦 政策部長

≪関係者≫

京浜急行電鉄株式会社 グループ統括部 佐野 泰 グループ統括課長

国土交通省 関東運輸局 内田 忠宏 自動車交通部長

(事務局)

三浦市 政策部 政策課 矢尾板 昌克 政策課長

(関係神奈川県職員)

県土整備局 都市部 交通企画課 廣野 修一 課長代理

事務局 (矢尾板課長)

➤ それでは定刻となりましたので、ただいまより第2回三浦市地域公共交通会議を始

めさせていただきます。

本日、司会進行を務めます政策課長の矢尾板と申します。よろしくお願いいたします。

本会議は公開することを原則としております。また傍聴希望者がある場合には手続を経て、これを受入れることとしておりますのでご了承願いたいと思います。

また報道機関の皆様にお願いがございます。取材及び撮影は、継続記者席でお願いいたします。撮影は、会議の進行の妨げにならないような範囲でお願いいたします。

それでは議事に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。机上に配布しました資料は、次第がございまして、委員名簿、それから資料1、資料2、資料3、資料4は別紙と合わせて2枚となっております。資料が不足している方はいらっしゃれば申しつけてください。

それでは着座にて進行させていただきます。

本日の会議の出席委員につきましては名簿記載のとおりであります。

まず、第1回会議にご出席いただいた武田委員に代わりまして、三崎警察署の交通課長の河野様が新たな委員としてご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

また、関上委員が欠席のため、本日小堤様が代理出席をされておりますのでよろしくお願いいたします。

その他の委員につきましては、第1回会議に引き続きとなりますが、いづみタクシーの八木委員が今回初めて参加いただいております。京浜急行バスの植田委員がオンラインにてご参加いただいております。また、関東運輸局の内田様が関係者としてオンラインにて参加いただいております。

その他、事務局の担当者、神奈川県職員についても名簿記載のとおりとなりますので、詳細は割愛をさせていただきます。

それでは、これからの進行につきましては、大沢会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

大沢会長

➤ 皆様おはようございます。これ以降、着座にて失礼いたします。

それでは、本日の進行を務めさせていただきます、会長を仰せつかっております、日本大学の沢でございませう。

早速議事に入りたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

議題ということで本日事務局から2件ご提示いただいているところでございますが、最初に1 自家用有償旅客輸送登録申請につきまして、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

その後、皆様からご意見を伺いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局（矢尾板課長）

➤ それでは説明させていただきます。まず資料1をご覧ください。

本資料は、事前にお知らせしましたとおり、主に第1回会議でご意見をいただいた、ドライバーの安全対策を記載した資料となっております。

1 自家用有償旅客運送の必要性及び2 神奈川版ライドシェア実証実験の概要の(1) 実証実験内容につきましては、第1回会議で説明し、ご確認いただいた内容を記載してあります。

(2) タクシー事業者へ委託する安全対策について、ご説明いたします。

ドライバー及び利用者が安全安心に運行・利用できるようにするため、(ア)に記載してございますドライバーへの研修として、大臣認定講習を行います。

これは座学と実際に市内を運転して、NPOから指導を受けるものとなっております。

運行開始前初回研修は、タクシー事業者から、運賃、乗客対応、安全確保等について研修を行っていただくものです。

また、前月の運行状況を踏まえ、毎月定期的な研修も行います。

イ 配車・運行管理でございますが、専用アプリにより行い、アプリと連動した運行開始前・終了後の遠隔点呼を行い、アルコールや体調のチェックを行うものです。

ウ 車両に対する整備管理は、初回点検・定期点検を行う他、ドライブレコーダー及び車内カメラを設置いたします。

裏面にいきまして、エ 安全運行のための対応でございますが、タクシー事業者から運行管理、整備管理の責任者を選任します。また、毎月タクシー事業者、県及び市が運営会議を開催し、課題等を協議させていただきます。

(3) 自家用有償旅客輸送用の任意保険内容でございますが、対人対物無制限のものに加入いたします。

また、第1回会議でご意見があった、利用者の嘔吐等の対応につきましては、県、市、タクシー事業者で、どのような方法で予防や対応ができるかを、現在検討している状況となっております。

3 ドライバーの募集状況及び今後の予定ですが、25人の応募がありました。

現在、面接を行っておりまして、ドライバーとの契約スケジュールは記載のとおりとなっております。

続きまして資料2をご覧ください。

本資料でございますが、関東運輸局神奈川運輸支局に登録申請を行う際に提出する書類で、本日委員の皆様にご協議いただきます、5 調った協議の内容(1)から(3)について、説明するものです。

まず(1) 運送の区域でございますが、三浦市と記載されております。三浦市を発として着地は制限を設けないと考えております。これは実証実験ということで、利用者がど

のような場所でのニーズがあるのか、ドライバーもこのニーズに対し、どの程度応じられるのかなど、これらを把握するために、キロ数や地域での制限を設けないことといたしました。

なお、一般的に運行時間や距離が伸びれば事故等のリスクが高まることになると思いますが、前述の安全対策をしっかりと行うことで対応していきたいと考えております。

次に、(2) 旅客から収受する対価でございますが、資料3をご覧ください。

タクシーの事前確定運賃と同じ計算方法で定めることといたしました。参考に三崎港から三崎口駅までの運賃は、4,340円ほどになると計算しております。

最後に(3) 運送しようとする旅客の範囲でございますが、観光旅客その他の当該地域を来訪するもので、どなたでも利用が可能としております。

今般、ご承認をいただければ実証実験を開始することになりますけれども、実証実験を開始し、検証を行った内容につきましては、節目で委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと考えております。

また、問題点があれば、実証実験中に適宜見直しを行い、安全安心な運行に努めて参りたいと考えております。

説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。以上です。

大沢会長

- ご説明ありがとうございました。ただいま資料1に基づきまして、前回皆様からご指摘いただいた点につきまして、対応の状況、実証実験概要、タクシー事業者の皆様にお願ひする安全対策とドライバーの募集の状況及び今後の予定についてお話いただきました。

そのあと資料2に基づきまして、本日皆様のご同意を頂戴できましたら、協議が整ったこととする書類の案をご説明いただきました。

資料3で必要な対価、タクシー料金についてお話いただいたところでございます。ただいま事務局よりご説明いただきました議題の(1)、資料1、資料2、資料3につきましてご質問、ご意見等あれば、皆様からお受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

それでは三上委員、願ひします。

三上委員

- ご説明ありがとうございました。タクシー協会の三上でございます。
今回、神奈川版ライドシェアを導入するにあたりまして、車両数的なものというのは何台を予定しているか確認させてください。

大沢会長

- ご質問ありがとうございます。事務局の方よろしく願いいたします。

事務局（矢尾板課長）

- 20 台程度を予定しております。

三上委員

- ありがとうございます。20 台程度ということですので、今 25 名ほど応募があるということですので、トータルとしては 20 台以上いくということかと思いますが、ただそれは常に毎日運行するわけではないということだと思います。基本は三浦市内に営業所を構える 2 事業者の方々が、運行管理していくということだと思いますが、そうすると、例えば 10 台、10 台ぐらいのイメージで考えられているってことかと思うのですが、ただその 10 台、10 台が毎日動くというわけじゃないので、1 日の MAX が 20 台になるというわけではない、そうなった場合に、稼働車両数が下がったときに、目的地を定められないことになると目的地に行き、帰ってくるまでの時間がかかりかかる場合が出てくると思います。そうすると実際に需要があるときに、車が足りないような状況の場合も想定されるのかなと思ったんですね。

そのあたりの対応といいますか、そういったものをどうお考えになっているのかなというところをちょっと教えてもらえればと思います。よろしく願いいたします。

大沢会長

- 事務局いかがでしょうか。

事務局（矢尾板課長）

- おっしゃるとおり、そのような状況になる可能性は十分考えられると思います。1 ヶ月ごとに運営会議を開いて、車両の配置状況であるとか、ニーズとかも踏まえ、どのような配車管理が良いのかは、県、市、タクシー事業者で毎月検討して、変えられるところは変えていく形で対応していきたいと考えております。

木村委員

- 補足をさせていただきます。20 台というお話をさせていただきましたが、三上委員のおっしゃるとおりで、毎日 20 台が動くということは想定していません。現段階では、1 日 5 台程度と考えております。そこから先の話は、今事務局でお答えしましたとおり、実際に市外に向かう車が特に多く、5 台では足りないとか、或いは逆に、市外に行く車もほとんどなく、5 台では多いとか、そういう状況があると思いますので、その辺は実験中であっても適宜見直しを図っていく、そういう考え方です。

三上委員

- ありがとうございます。

大沢会長

- はい、他いかがでしょうか。
飯島委員お願いいたします。

飯島委員

- いわゆる営業時間、19時から25時というところで、例えば24時50分に配車依頼があったとすると例えば観光客も利用するわけじゃないですか。例えばマホロバに泊っているお客様が「今から緊急で静岡まで帰りたい。」と言っているときには、対応するのでしょうか。そうすると、例えば、運行管理会社は車が走っている最中には運行管理をしなきゃいけないですよ、車が戻ってくるまでは。
そうすると、静岡まで片道2時間半、往復で5時間、30時まで営業しているのでしょうか。観光客を相手にすると、そのようなことが想定できると思うんですけど、どうでしょう。

大沢会長

- 今ご指摘いただきました。いかがでしょうか。

事務局（矢尾板）

- 25時以内に受付をするのだとすれば、原則受けるという形になります。もちろんそれは、運行管理をしている会社も承知しているということになりますので、25時以内にアプリで受けるって意思表示をすれば、そこで対応するという形になるというように考えております。

大沢会長

- 飯島委員よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。
他、ご質問、ご指摘等いかがでしょうか。
では私から、資料2は関東運輸局から始まっておりますが、細かいところで申し訳ないですが、国土交通省と入った方が良いということはありますでしょうか。

平田委員

- 国土交通省は入れても入れていただかなくてもどちらでも大丈夫です。

大沢会長

➤ 了解しました。

他いかがでしょうか。ご質問とかぜひ、本日皆様からご了承いただければ、協議が整った旨を神奈川運輸支局にご提出いただきまして、実証実験が始まりますので、それに合わせまして、こういった配慮事項をして欲しいとか、今後の課題とかにつきましては、先ほどお話いただいた発地を決めている、着地を決めていない、着地を決めてないことに対する課題ということで、三上委員、それから飯島委員からお話を頂戴したところでございます。

しかし、1ヶ月ごとのチェックをするということでもございましたので、その中で着地に対する課題っていうのが出てくる。先ほどのやはり遠くまで行ってしまうという点は、当然観光客相手ですと、たまたまここに出張してきて、夜に懇親会などがあって、たまたま東京まで帰らなきゃいけないとかになると、おそらく長距離が出てきます。

一方で、市民の皆様で、どうしても病院だとかということになったときは、ニーズに応えられない。もし課題であれば、当然、着地のあり方っていうのを当然見直していかなきゃいけないのですが、今はその制限を設けることによる課題が見えてこないということで、事務局より提案があったように、まず着地もフリーにしておいて、そこで課題を把握する。それを踏まえて、まずは市民の皆様のニーズの把握が大切なので、以降見直しがあり得るかもしれないというお話をいただきましたので、ぜひそれは運行を開始して、チェックをいただければなと思っております。よろしく願いいたします。

他、皆様いかがでしょうか。

運行開始の何かご要望とか、今後、中間報告をいただけるということでもございましたけれども、今後のライドシェアのあり方等について、もし今の段階でご意見等、ご指摘いただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、本日2点ご意見頂戴したところでございます。

前回、実証実験をすることにつきまして、皆様から方向性についてご了解いただきまして、本日も2点ほど、結論として発地は三浦市、着地のあり方については今後、要検討し、実証実験の状況を見ながら、考えて欲しいというようなご意見をいただきましたので、ぜひその辺につきまして、実証実験でご調整いただければと思います。

よろしければ、本日資料2に基づきまして、皆様にご後お諮りさせていただいき、皆様のご意見がなければ、本日付で関東運輸局神奈川運輸支局長様宛に、地域公共交通会議等において協議が整ったことを証明する書類を、私の会長の名前でお出ししたいと思いますが、この協議が整ったこと証明する書類を出すことについて、もしご異議があるような場合は、ご発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、この旨を書類に提示することにつきまして進めたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。

委員一同

➤ 異議なし。

大沢会長

➤ ありがとうございます。

そうしましたら、この資料2を本日付けで関東運輸支局長様宛にご提出したいと思います。皆様、慎重なご審議ありがとうございました。

そうしましたら資料2が議事1の結論でございますので、資料1、2、3につきましては、ご了解いただいたということで、この1番目の議題につきましてはここで終了とさせていただきますと思います。皆様ありがとうございました。

先ほどお話があったように、今後中間報告いただけるということでございますので、実証運行中に、もし課題等を生じましたら、ぜひ招集していただいて、意見を我々の方にでもご報告いただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

皆様ありがとうございました。

続きまして議題2ということで、その他というものがございます。

事務局で何かございますでしょうか。

事務局（矢尾板課長）

➤ 議題1につきましてご承認ありがとうございました。

議題2 その他でございますが、国土交通省関東運輸局の内田部長より、自家用車活用事業について、ご説明の時間をいただきたい旨依頼を受けております。

大沢会長

➤ 了解いたしました。

内田様、本日Webでのご参加とお伺いしておりますので、ご準備ができましたら大変恐縮ですが、内田様の方よりご説明の方よろしく願いいたします。

大変恐縮ですが、資料4につきましては、通信状況等々がうまくいかないということ

でございますので、皆様のお時間も限られておりますので、大変恐縮ですが、平田委員の方から資料4に基づきましてご説明の方よろしくお願いいたします。

平田委員

➤ オンラインの方が繋がってないようなので、神奈川運輸支局の方からご説明をさせていただきます。

78条の3に基づく自家車活用事業に係る、営業区域ごとのタクシーの不足車両数ということで、3月13日に国土交通本省の方でプレスを発表しております。国土交通省ではタクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーによる有償での運送サービスを提供することを可能とする新たな制度、自家用車活用事業を創設する予定です。

今般その制度の創設に向けて、タクシー車両が不足している地域、時期、時間帯など不足車両数を公表したのでお知らせをさせていただいたところです。

別紙の方を見ていただき、神奈川県ということで、該当する場所はこの表の真ん中2段目に、横浜、川崎、横須賀市を含む京浜交通圏で、6,734台のうち、不足車両数としまして、金土日の0時台から5時台で940台、金土日16時、から19時台で480台ということで公表をしているところでございます。これに基づき自家用車活用事業実施にむけ準備しているところでございます。

今後、これ以外の地域の不足車両数についても順次、本省の方で公表していく予定となっているというふうに聞いておりますので、また発表がございましたらホームページ等々でプレスされると思いますので、注視していただければと思います。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

大沢会長

➤ ご説明ありがとうございました。今本省の方の方で調査されております、営業区域ごとのタクシー不足車両数のプレス発表内容につきまして、ご説明いただいたところがございます。この内容につきましてご質問等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

木村委員、お願いいたします。

木村委員

➤ 接続が悪くて大変申し訳ございません。質問ということではございませんが、今、平田様にご説明していただいたところでございますけれども、内田部長の方から、さらに追加という形で説明されたい部分というのもあるかと思っております。その辺は事務局で確認させていただいて、皆様にお知らせするとともに、それも議事録に追加するような

形で公表していきたいと思いますので、ご承認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

大沢会長

- ご説明ありがとうございました。ちょっと現場の接続状況がよろしくないということでございます。先ほど木村委員からご提案いただいたとおり、本日はこの場でその他の審議は終了させていただきまして、概要ということで平田委員の方から、タクシーの不足車両数でもご説明いただいたところでございますが、これに対します追加のご説明があれば、今後別途書面にていただいて、それを議事録の方に追加するのと合わせて、それに対しまして皆様からご質問があれば、別途事務局の方にお寄せいただいて、ご対応いただくというような、少し特例の形をとりたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

※内田部長の追加説明は、議事録の最後に掲載しました。

追加説明に対して、委員からの質疑等はありませんでした。

ありがとうございます。

その他の議題につきましては、本日ここで終了とさせていただければと思います。皆様ありがとうございました。

全体通しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、最後お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、本日第2回目の会議でございますけども、皆様にご了承いただきまして、地域公共交通会議等において協議が整ったことを証明する書類につきまして、本日付けでお出ししたいと思います。皆様慎重にご審議いただいたことを心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは進行の方を事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局（矢尾板課長）

- 大沢会長ありがとうございました。
それでは閉会にあたりまして、吉田市長よりご挨拶申し上げます。

吉田市長

- 皆さんこんにちは。市長の吉田でございます。大沢先生ありがとうございました。

2回にわたりまして、委員皆様から貴重なご意見をいただくとともに、本日、実証実験の実施について、協議を整えることができました。改めまして感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日の会議でも、様々なケースが想定されるということで、ご意見をいただきましたが、しっかり検証させていただき、いろんな課題に対処していくということが重要であろうと思いますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

これから、関東運輸局 神奈川運輸支局に登録申請させていただきます。いただいたご意見等を踏まえまして、神奈川県やタクシー事業者の皆様、協力して市民の皆さんや観光客の皆さんの移動の利便性を高めることにつなげていきたいというふうに考えます。

そのために、安全な運行としっかりした検証を行わせていただくということで、引き続き、皆様のお力添えをお願い申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

事務局（矢尾板課長）

➤ 本日はご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは以上をもちまして第2回地域公共交通会議を終了させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

【関東運輸局自動車交通部内田部長の書面による追加説明（会議後、提供されたものを掲載）】

神奈川版ライドシェアの検討に当たり、次のステップとして目指しておられるタクシー事業者が主体となった自家用車・一般ドライバーの活用について、資料4に基づいてご説明いたします。

この、道路運送法第78条3号に基づき、タクシー事業者が主体となって、自家用車・一般ドライバーを活用し、運送サービスを提供する取組みは、一時的なタクシー不足を補うものとして導入されるものであり、自家用車活用事業と呼んでおりますが、3月13日にその導入地域の第一弾として、全国4地域におけるタクシーが不足する時期・時間帯ごとの不足車両数を公表いたしました。

その4地域には三浦市を含む京浜交通圏も対象となっており、お示したタクシーが不足する時期・時間帯ごとの不足車両数は、昨年10月1日～12月31日までの配車アプリのデータに基づき、マッチング率90%を確保するために必要な車両数を算出したものとなっております。

京浜交通圏にも自家用車活用事業に取り組む意欲のあるタクシー事業者がおり、一時的なタクシー不足の解消に向けて早急に取組みを進めていく必要があることから、4月より順

次、準備が整った事業者から自家用車活用事業が開始されることとなりますが、この一時的なタクシーの不足状況につきましても、実態をしっかりと把握することが重要であることから定期的に確認をしていくこととなっております。

自家用車活用事業はタクシー不足の実態を把握しながら進めることが重要という点において、三浦市に関して申し上げます、京浜交通圏に含まれますが、アプリ配車の少ない地域と聞いておりますので、まずは、現在、この地域公共交通会議でご議論いただいております、道路運送法第78条2号に基づく自家用有償運送としての実証実験により、しっかりと実態を把握していただくこと、また、その結果に基づいて、今後、神奈川版ライドシェアとして三浦市における自家用車活用事業に取り組んでいくにあたり、どのような地域・時期・時間帯・不足車両数の指定が適当かご相談させていただくことが重要になってくると考えております。引き続きよろしく願いいたします。